現住所記載の顔写真付きの身分証がある方

■ 現住所記載の身分証二点（【A】より2点）

or

■ 現住所記載の身分証一点＋現住所記載の補完書類一点（【A】より1点、【B】より1点）

※補完書類の内、公共料金の領収書は同居親族名義でも可

→ 本人限定受取郵便にて書類郵送して完了
（受理時に要顔写真付き身分証）

現住所と異なる住所記載の顔写真付きの身分証がある方

現住所と異なる住所記載の身分証一点

＋

現住所記載の補完書類二点
（【A】より1点、【B】より2点）

※そのうち一点は同居親族名義の公共料金の領収書でも可

→ 本人限定受取郵便にて書類郵送して完了
（受理時に要顔写真付き身分証）

顔写真付きの身分証が無い方

■ 住民票原本の送付（現住所であること）【A'】

送付先（必ず追跡番号のある郵送方法でお願い致します）

〒152-0004
東京都目黒区鷹番3-6-8 TSビル2F
NAWABARI運営事務局宛

→ 転送不要の簡易書留郵便にて
書類郵送して完了

顔写真付きの身分証が無い、かつ現住所の身分証明書が無い方、補完書類が足りないなど、上記の条件を満たす書類が揃わない方

■ 審査を受けることができません。
住民票を異動していただく、原動機付自転車免許などを取得、マイナンバーカード取得などをご検討ください。

外国人の方、海外在住の方

■ 別途、メールにて状況をご説明ください。

契約者と取引担当者が異なる場合

■ 取引担当者の方についても上記と同様の書類が必要となります。
※加えて委任状が必要です

法人申込　下記の全ての書類が必要となります。

法人	登記簿藤本（3 ヶ月以内）
実質的支配者 実質的支配者が自然人の場合	個人と同様の本人確認書類となります
実質的支配者が法人の場合	登記簿藤本 + 法人代表者
法人代表者	個人と同様の本人確認書類となります
本サービス申込の担当者	個人と同様の本人確認書類に加え、法人からの委任状が必要となります ※実質的支配者 = 代表者 = 担当者の場合など、同一人物であれば書類は 1 つにまとめていただいて構いません。ご不明な場合はお問合せ願います。

本人確認書類【A】

●運転免許証（国際免許証不可）
●保険証 (被保険者記号・番号、保険者番号、2 次元バーコードをマスキングしてご提出ください）
（住所欄が裏面の場合は両面ご提出ください）
●日本国旅券（パスポート）
(2020 年 2 月 4 日以降に発行されたパスポートは住所記入欄自体が存在しないため、別の本人確認書類をご用意ください)
●国民年金手帳 (1996 年 12 月 31 日以前に交付されたもの)
●私立学校教職員共済制度の加入者証
●在留カード・特別永住者証明書
●身体障害者手帳
●母子健康手帳 (母子健康手帳の交付を受けた本人に限る)
●写真付き住民基本台帳カード
●個人番号 (マイナンバー) カード (通知カードは不可)
●小型船舶免許証
●宅地建物取引主任者証などの資格免許
●官公庁が職員に対して発行した写真付きの身分証明書
●海技免状 , 電気工事士免状等
●住民票の写し（マイナンバーがあれば、その部分を塗り潰してください）

※「お申込み者様の名義」で「現住所」が記載されているものに限ります。

本人確認書類２【A'】

●住民票（現住所記載のものに限る）

補完書類【B】

・社会保険料の領収書
・国税または地方税の領収証または納税証明証
・公共料金の領収証（電話会社（固定電話のみ）、電力会社、水道局、ガス会社、NHK 発行のもの）等

※A は B を兼ねます。
※「お申込み者様の名義」で「現住所」が記載されているものに限ります。
※領収書は発行から３ヶ月以内（国税、地方税、社会保険料の領収書のみ６ヶ月以内）とわかるものに限ります。
※同居人名義の公共料金の領収書も可の場合もございます。

マスキングの例